

# 泊寺乱入事件の歴史的背景

## ―内乱期下級武士の動向の一面―

後 藤 重 巳

### 一 はじめに

豊後大野庄下村所在の泊寺は、同庄庄史を通じて、大友氏、志賀氏と極めて関連の深い寺院である。

建武二年八月二十七日、当泊寺に乱入した一群の武士団があった。

その氏名を記した資料が、いわゆる「泊寺濫妨人交名注文」である。

この泊寺への乱入事件は、関連二点の資料のみと言う制約された資料の関係から、今日まで不問に付されて来た。

ここでは、この事件をめぐる二点の資料の内、交名注文を中心に、在地の武士の内乱期をめぐる動向に対して、焦点を向けたと思う。

大野庄志賀村を中心に在地した志賀氏らの内乱期における軍事的構成、また下部構造を具体的に知り得る資料は、皆無に近い。しかしこれから見ようとするこうした片鱗的な資料の中に、若干の観点を求め得るかも知れないし、ひいては、大友氏嫡庶の、初期以後における、在地領主層との対応関係を求め得る可能性も少なくないとも考えられる。

この意味から、この如き作業は、今後ますます展開するべきであろう。

こうした武士群の動向を、国人一揆的性格のものとして捉えるか、又は大友氏の惣領制をめぐる確執として捉えるか、更には、反惣領的勢力としての庶子家を中核とした在地領主層とで結束された悪党の動向と定義するか速断は下し難い。<sup>(1)</sup>

しかしいずれにしても、国内における下級武士団の、南北朝内乱期の動向を究める上に、何らかの意義を持つ示唆的作業として展開する意味から、ここに課題提起の意味で以下小論を試みようとするものである。

まず、乱入事件を見た泊寺の系譜を概観することにする。

注(1) この内乱期前後の「困人一揆」「悪党」等の構造形態やその動態については、すでに多くの論者が見られる。

永原慶二「日本封建社会論」(一九五五年)第二節地域の封建制の形成。

稲垣泰彦「応仁・文明の乱」『岩波講座日本歴史』中世3収。

福田豊彦「第二次封建関係の成立過程」安田元久編『初期封建制の研究』収。

〃 「困人一揆の一側面」『史学雑誌』七六編第一号。

## 二 泊寺の系譜

「泊寺」と名称される寺院に関する資料は、膨大な数量に及ぶ大野庄関係資料の中であって、三十点にも満たない程少量である。したがってこの寺院については、創建、その意図、建立の年代などをめぐっては、疑問とされる点が少なくない。

泊寺の文献による明確な初見は、弘長二年(一二六二)八月三月の、沙弥明真及び藤原基直の連署状、すなわち、

大野庄下村内於泊寺院主職者、可為三師公(禪季)之沙汰、但言三彼寺之勤行、言地頭之祈祷、任三先例可致其沙汰之状如件なるものである。

続く資料は、直接「泊寺」の名称を現わすものではないが、弘長三年(一二六三)七月二日の、尼深妙の讓状である。<sup>(2)</sup>

この資料は、志賀村内の近地名地頭職と、同村内築紫尾寺とを、孫たる禪季に讓与すると言う内容のものであり、状中に、禪季をば、尼并故殿か孝養をもせせんがために、とりわけ法師に成て、風早の墓堂に令置之間、如レ此相計者也と見えている。

弘長二年から、三年を経た文永二年(一二六五)三月廿三日、深妙は、禪季あてに書状を記め、

右任三明真房之讓、禪季阿闍梨早可令三寺務、仍彼寺領田畠山野泉屋敷田畠等、悉領三知之、限三永代可三相伝領掌、専修三將軍家御祈禱、殊可三祈二門之無為三者也

として、明真の禪季への讓与を安堵した。

こうして、明真より讓伝された泊寺院主職は、弘安六年(一二八三)に至り、禪季が、要用あることを理由に、田中後家善阿に四五〇貫文で沽却することになった。<sup>(4)</sup>

この売却を具体的に示す資料は存在しない。しかし、一門の祈禱を修行すべくして相伝された泊寺を、要用あることによって、沽却することにつ

いては、少なからずの反動も存在したであろうと思われる。

続いて、弘安十一年（二二八八）三月廿日、大友親時は状を發して、<sup>(5)</sup>

風早東西阿弥陀堂時衆等申、背風早禪尼置文一

とする訴訟事件を伝えている。

ここに新たに、風早東西阿弥陀堂なる名称を初見することになる。

先に見た明真、基直讓状などに示される「泊寺」と、深妙書状中の「風早墓堂」、及び、この親時書下状の「風早東西阿弥陀堂」の三者が、果して同一体であるか否かと言う点については疑問がないでもない。

弘長二年八月三日の先記明真讓状・文永元年四月十六日の深妙下文・弘安七年二月廿五日の成重請文には、「泊寺」と見え、弘安十一年三月廿日の親時書下状に「風早東西阿弥陀堂」の名称、以下弘安十一年五月廿三日以降の資料には、すべて「泊寺」で示される。弘長三年七月二日の深妙本人の讓り状中に、「風早墓堂」の表現が見え、本人在世中に、墓堂と表現することも異とされる。

深妙の死去については、系図諸本によって異説を見るが、文永二年（二二六四）二月十三日付けの書状が存在していることから、彼女の死去は、入田系図の伝える文永二年八月九日説が、最も妥当であろう。

深妙死去の四年前の弘長三年七月二日、深妙は、自身で「風早墓堂」と表現したが、この解釈は、如何になすべきであらうか。

ここには、これを「逆修堂」の意に解する以外に術はない。<sup>(6)</sup>

深妙関係の資料に、具体的に示される如く、彼女は終始大野庄に在留していたものではないらしく、むしろ、京都に滞在して、時折豊後に下向していたものと考えられ、<sup>(7)</sup>その間には、鎌倉にも出向していたらしい。<sup>(8)</sup>

したがって時折の大野庄下向時の宿舍として利用された舎屋とも解釈されようが、自ら「風早墓堂」と称する弘長三年七月の前年には、すでに泊寺の名称の存在していたことは、明らかである。

それには、明確に、「任先例可レ致其沙汰」と見えている点から、弘長初期には、すでに泊寺は、ほぼ完全な寺院形態を整えていたものと考えられ、恒常的な院主職の執行がなされていたものと考えられる。

能直妻として、深妙が能直の遺領を譲与されたのは、貞応二年（二二四〇）十一月であり、弘長をへだてる二十余年前になる。<sup>(9)</sup>

更に能直が、父親能より、大野庄地頭職を譲与されたのは、その以前になるので、<sup>(10)</sup>深妙の大野庄現地との関係は、能直生存中にも充分考えられ、殊に能直遺領を直接に管掌する貞応、延応期に及んで更に濃密になったものと考えられる。尤も能直の大野庄現地との関係は、能直が豊後に下向し

ていなかったとの考証から否定的ではある。しかし地頭代居所との解釈は不可能ではない。

さて、弘安六年（一二八三）禅季より田中後家善阿に要用ありて沽却された泊寺は、永仁五年（一二九七）三月の徳政令によって、本主に返却されることになった。<sup>(11)</sup>

この返却に際して、若干のいさかきを見た。すなわち、徳政令の発布された三月に、この沽却地は、本主禅季に返却されたが、五月に至り禅季はこれを兄泰朝に譲与することになった。<sup>(12)</sup>

これによると、

右件寺者、自祖母深妙、養父明真房之手、譲得之、知行領掌無相違、而依有直用、去弘安六年之比、相逢太郎基直、後家尼善阿、売渡直錢四百五十貫文了、爰関東御徳政諸国平均之法出来之間、依令其沙汰前司退出之刻、売却地等事、関東御教書到来之程者、可置当作毛於中之由、自上総守殿被仰出之間、存其旨一處、依脚氣所勞更発、既及死門之間、限永代所讓進也、無他妨可令知行給上之状如件と見え、病身、所勞を理由に、兄泰朝に譲与すると言うものであった。

永仁五年の、この本主返却については、田中後家善阿も別の子細なく、これを是認し、この返却事務に干与した積田朝綱代大神成綱は請文を記めた。<sup>(13)</sup>

この如く、売却地の本主への返却は、一見スムーズに進行したかに見えたが、内実はそうではなかった。

その経緯を語る資料は、正安二年（一一三〇）三月廿五日の豊後国守護代あての、散位某の書状である。<sup>(14)</sup>

これによると、その経緯は次の如くであった。

志賀泰朝（代人頼秀）の陳述によると、大野太郎基直後家善阿が、下村泊寺に関する証文を抑留した。

本寺（泊寺）の院主兼地頭職は、禅季の相伝する所領である。

しかるに、これを要用あって、弘安六年に善阿に沽却した。

その後、関東御徳政によって、「当作毛を中に置くべき」手段によって、沽却地の返却問題を処理すべきであったところ、禅季は所勞によって他界直前に、この泊寺を兄泰朝に譲与した。

そして沙汰によって、泰朝の知行するところとなった。

ところが、この譲与に関する本証文二通、すなわち、「本主明直の禅季への讓状」及び「深妙の讓状」を善阿が抑留してしまった。更に返却地について、上裁の決するまで、当年の作毛を合封していたにもかかわらず、善阿はこれをひそかに押取してしまった。

本証文の抑留と言ひ、作稲の押収と言ひ、罪科のがれ難いところである。

この故を以て、善阿に再三に亘って召文を發したが、無音であった、と述べた。

これに対して、善阿（代人忍秀）の申すには、禪季は武家被官の身分としてこの泊寺を相伝したものでありながら、彼は京都奉公をしている。したがって、この所領は所詮収公されて可とされるべき筈である。

しかし、泰朝は、禪季の死去に際して、これを押領したばかりでなく、更には、事を徳政によせて、濫妨を致している。

これに対して、頼秀の反論するには、禪季の上洛は、京都奉公ではなく、学問の爲であり、現に泊寺で死去したではないか。

善阿が泊寺を押領したと言うが、これは手続きの上ですでに是認されている。

従つて、泊寺のことについては、下地を泰朝に打ち渡した以上は、善阿が本証文を抑留する理由はない、と言うものであった。

散位某の結論としては、以上の事由を述べる泰朝に対して、善阿は、「返陳不可能」であり、したがって、本証文の抑留を不当と断じた。その後この証文抑留をめぐる訴訟事件の資料は史上に現れない。

所詮、善阿方より、泰朝方に手交されたものであろう。

事実翌正安三年（一一三〇）十月廿日、志賀泰朝は、泊寺院主職（兼地頭職）を含めた彼の相伝所領を次第の証文とともに嫡子志賀貞朝に譲与している。

さてこうした経緯を経た泊寺院主、地頭職は、元徳二年（一一三〇）貞朝によって、新寺「法寿寺」に寄進されることになった。

すなわち、元徳二年三月廿五日、貞朝は、この泊寺院主職兼地頭職、田畠山野等をはじめ、志賀村筑紫尾寺、大方名中尾寺（別名長福寺）岩屋寺等の院主職田畠山野等を、通玄山法寿寺に寄進することになった。

この法寿寺については、別に小論を試みようとしているが、貞朝の寄進状の要部は、次の如くである。

尽末來際、奉寄進干法寿寺号通立山釈迦如来一者也、然者言三長地久之御祈禱、言家門繁昌之祈禱、東被勤行之、將又為被訪先祖并正玄之菩提、如此所寄進也

こうして、新寺法寿寺に寄進された泊寺兩職であったが、相伝の客体として物権視されたこれら諸職は、所詮、下村を離れ得るものではなかつた。

建武元年（一一三三）五月一日の、後醍醐天皇綸旨によつて、貞朝は、志賀村南方半分の地頭職、並びに、泊寺院主職兼地頭職等を安堵された。こうした折、藤北氏を始めとする武士群の、泊寺への乱妨事件を見たのであった。

- 注(1) 『豊後国大野荘史料』十八号(以下史料と略す) 「大野能職・大野基直連署書状」
- (2) 『史料』二十一号。『志賀泰朝・尼深妙連署議状案』
- (3) 『史料』二十六号。「尼深妙下文」
- (4) 『史料』四十三号。弘安六年売却当時の資料は存在しない。
- (5) 『史料』三十六号。「大友親時書下状」
- (6) 渡辺澄夫「大野庄における在地領主制の展開」『大分県地方史特集号』
- (7) 深妙の京都大谷よりの書信あり『史料』十五号。
- (8) 『史料』弘長二年八月廿九日、鎌倉屋敷を大野基直、志賀泰朝に譲る状中に「かまくらのやとなともし候はん」と見える。
- (9) 『史料』六号。「大友能直議状案」
- (10) 『大友家文書録』等によると能直の大野庄地頭拝領は建久四年と見える。しかしこの点に関しては、能直の豊後守護職拝領とともに疑問であり、諸説を生じている。
- (11) 『史料』四十三号。四十四号。
- (12) 『史料』四十三号。「僧禪季議状」
- (13) 『史料』四十四号。「大神成綱請文」
- (14) 『史料』四十六号。「散位某書下」
- (15) 『史料』四十九号。「志賀泰朝議状案」
- (16) 『史料』八十一号。九十号。「志賀氏と神社」との関係について小論を公開の予定。
- (19) 『史料』九十四号。

### 三、泊寺濫妨人交名について

志賀文書六、建武二年九月の、「泊寺院主代住房濫妨人交名注文」及び、「泊寺院主代明秀損物注文」<sup>(1)</sup>なる資料は、次の如き内容である。

(4) 注 進

去八月廿七日打入泊寺院主代住房濫妨人交名事

藤北四郎入道

同四郎太郎

同四郎次郎

野津式部太夫入道

吉野次郎左衛門入道

同新兵衛

小河孫四郎

板井八郎左衛門入道

衛藤兵衛入道

同衛藤六

板井新兵衛

「」郎

堀源左衛門入道

大石「」郎左衛門入道

平野七郎入道

同讚岐房

同孫八「」

川「」夫房

同八郎入道

同九郎入道

凶書入道

十郎兵衛入道

曾我「」塚二郎入道

同太郎「」郎

同六郎「」郎

此外部從「」交「」不知「」且所注進也矣

右交名注「文」如件(1)

建武二年九月 日

(四) 注 進

院主代明秀損物等注文

一、衣二

一、小袖一

一、裏付袴

一、帷子二

一、太刀一

一、刀二

一、平銚一

一、馬一疋

一、牛二頭

一、銅手取一

一、湯瓶一

一、天目盆二

一、塗茶器五

一、埴十具

泊寺乱入事件の歴史的背景

此外資材雑具等略し之

右損物等注文如し件

久末申状

建武二年九月 日

以上二通の注進状は、注文日付の如く、建武二年（一三三五）八月廿七日、大野庄下村所在の泊寺に乱入した濫妨人の明細な交名、及び、その濫妨人によって、損失した泊寺器物の種類、員数である。

別項によって、(イ)については、姓氏關係を見ることにするが、(ロ)の損物中には、牛二頭、馬一疋をはじめとして、衣類、什器類が見えている。その員数のうち、後者が、大半を占めており、注文の如く、この外に、若干の資材及び雑具の類が含まれていたらしい。

注進状の損物中に見える牛や馬は、寺家用耕作地の耕作用として、飼育されていたものであらうし、衣類、什器類は、寺用器物として、また、大刀、刀は、寺宝的存在として、保管されていた施入品でもあらうか。

こうした寺用物品が、濫妨人によって、押収された事実は、寺家にとって重大事件と考えられ、注進される結果に及んだものであらう。この濫妨人の乱入事件については、その結末を語る資料は全く存在しない。したがって、その後、この事件が、如何に発展したかについては、全く察し難い。

注(1) 『史料』九十八号、九十九号。

#### 四、濫妨人交名の分析

先に見した建武二年八月の「泊寺院主代住房濫妨人交名」による乱入人を姓氏別に見ると次の如くである。

藤 北氏 四郎入道・四郎太郎・四郎次郎

野 津氏 式部太夫入道

吉 野氏 次郎左衛門入道・新兵衛

小 河氏 孫四郎

板 井氏 八郎左衛門入道・新兵衛

大 石氏 「」郎左衛門入道

衛 藤氏 兵衛入道・六

堀 氏 源左衛門入道

平 野氏 七郎入道・讃岐房・孫八「」

川「」氏 「」夫房・八郎入道・九郎入道

曾 我氏 「」塚二郎入道・太郎「」郎、六郎「」郎

圖書入道

十郎兵衛入道

以上の通りである。

注文状に見える如く、『此外郎従「」交「名」不<sup>レ</sup>知<sup>レ</sup>』れない者が、若干付随していたらしいが、その員数、姓氏は知り得ない。交名注文によると、計二十四名を列記しているが、姓氏の判じ得るもの二十二名、不明なるものとして、圖書入道と十郎兵衛入道の二人がある。これを姓氏別に表示すると、次表の如くである。

数	姓氏
3	北野「」
3	我野井
3	藤津河
2	藤平川
2	曾吉板
2	衛野小
2	堀石
1	大不計
1	大不計
2	大不計
24	計

右表で示される如く、藤北氏・平野氏・川「」氏・曾我氏が、それぞれ三名、吉野氏・板井氏・衛藤氏が二名、他はすべて一名ずつの参加となっている。

さて、一般に、内容の豊富と考えられている大野庄関係資料は、内実は極めて偏在的でしかない。

すなわち、大友嫡家との関係では、庶流（例えば、志賀氏、一万田氏など）に対する南北朝前後からの書下状を中心とした若干の資料に限られ、大野庄に直接関係する庶流では、志賀村志賀氏、上村一万田氏、中村詫間氏の、各庶流家における主流の領掌する所領の相伝関係資料を残すのみである。

中でも、殊に志賀村南方地頭志賀氏の、所領相伝に関する資料が、その大半を占め、他に關しては、極めて僅少でしかない。

この外、領家三聖寺関係資料では、この三聖寺が、寺領大野庄経営に必要な支配機構を大野庄内の何処かに保持していたであらうことは、疑い得ない事実としても、その関係資料は、まさに皆無でしかなく、寺家の庄支配の実態を知る上に大きな障害となっている。

先記した、志賀南村志賀氏、中村詫間氏、上村一万田氏にあっては、各家諸庶子の動向については、更に強い資料的制約を受けなければならない。

従って、この如き、基本資料を母胎として、中世末期以来無数に作成されて来たと考えられる系譜類も、嫡流主体的な傾向を強く示し、庶子家の系譜を、真に確認し得るに足る資料ではなく、数多い系図類もこの点ではさして信頼の置けるものとは、なし難いとも言える。

こうした関係から、右記した乱入人名に見える姓氏にしても、一氏として、その正確な系譜を求め得ない状態ではない。

さて、系譜的には、これを具体的に検出し得ない藤北氏では、交名によると、四郎入道・四郎太郎・四郎次郎の三名の名を見る。

この三者の関係は、その名称から察せられる如く、四郎入道を父とする、長男、次男と言う親子関係であらう。

藤北の地名を冠する土地は、大野庄下村の一角で、現在なお、大字の地名として存続している。

この土地には、常忠寺、<sup>(1)</sup>勝光寺をはじめとして大友初代能直にまつわる寺院、問題の泊寺も存在していた。

したがって、当地域は、ひとり下村のみならず、大友氏に関連のものとも深い地域として、大野庄全体的に見て、最も重要な地域であったと考えられる。

この土地の名を冠する藤北氏は、明真を祖と言う。

すなわち、先に見た如く、泊寺を禅季に譲与した明真は、系図によると、「藤北・田中之祖」と見える。

田中は、藤北とともに、下村に属し、大野氏の本貫と考えられる同村の中核部に位置する。<sup>(4)</sup>

この明真は、俗名を能基（能職）<sup>(5)</sup>と言ひ、大友能直の九男に当たる。（系図参照）

弘長二年（一二六二）明真は、藤原基直と連署の上で、泊寺院主職を志賀禅季に譲り与えたのは、永仁五年八月の禅季讓状に明白な如く、明真の養子としてであった。

この連署状に見える明真と基直の関係については、異論がある。

すなわち、弘安八年（一二八五）の『豊後国図田帳』では、大野基直（一本基直女子相続）分六十九町九反小、基直妹分二十二町一反余等と見え、下村

庄田の大部分が、大野氏の領掌する所となっていることに起因し、この大野基直は、大友氏入部に際し、亡ぼされた大神系大野氏が、泰基の後を鎌

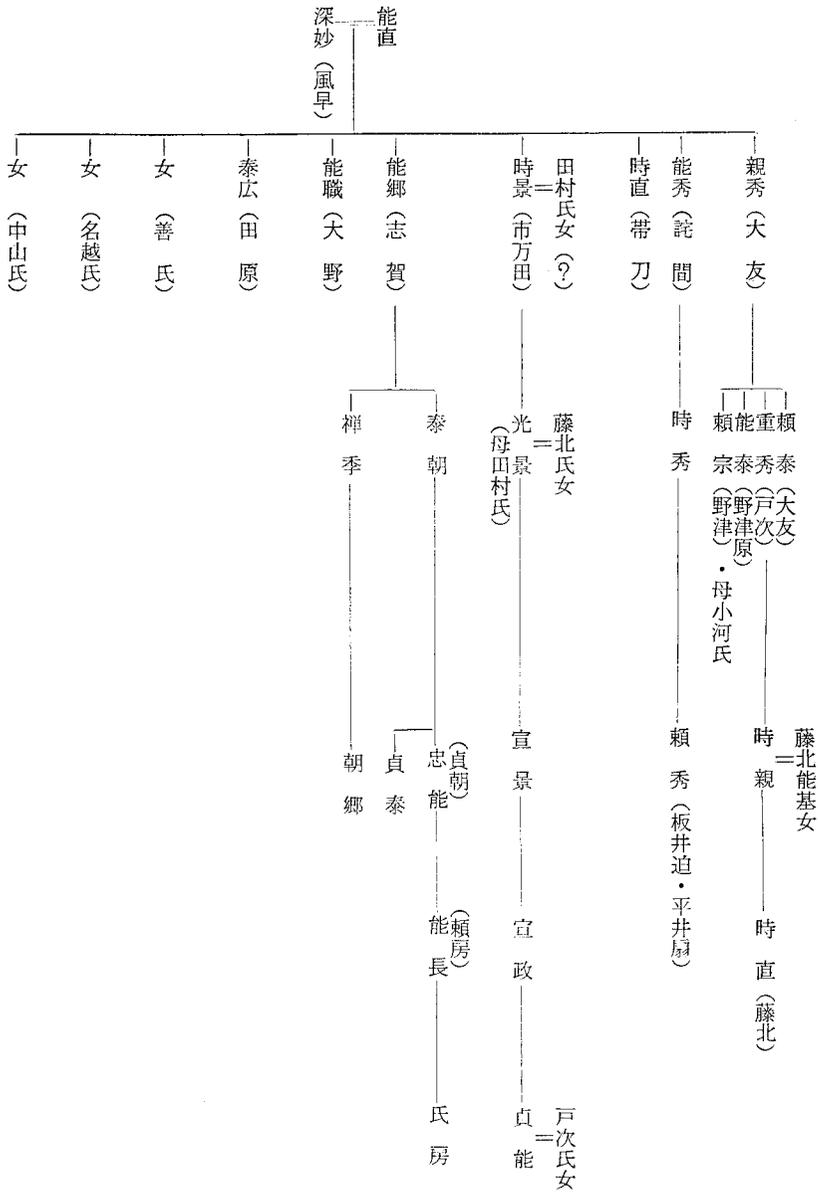
倉方に安堵されて、大野氏は、残存したものと考え、明真房の所領は、泊寺分のみとする考えを一とするもの、<sup>(7)</sup>また、弘長の連署状に見える明真、

藤原基直は、親子関係にあり、従って『図田帳』に見える大野基直と連署状の藤原基直とは同一人物であるとする諸関係から、図田帳に見る如き、

下村の大野氏の領掌状態が必然的（合法的）に生じたとする考え方とである。<sup>(8)</sup>

さて、この問題は、しばらくしておくとして、明真の系譜を引くと考えられる藤北氏、田中氏については、如何であらうか。能直の長子親秀の第二子重秀は、左衛門尉で、戸次次郎と称し、法名を仏阿と言う。<sup>(9)</sup>

この重秀の子時親の妻は、藤。北。能。基。の女で名を姫夜又と言った。<sup>(40)</sup>  
 こうした関係からか、重秀は、戸次の祖となり、その庶流として、大神、藤北、小川などが見える。



また、時親の子氏能は、藤北氏を称している。<sup>(12)</sup>

『岡田帳』では、中村七十六町がすべて、戸次重頼の領掌するところとなっている。

深妙の延応時の配分では、保多田名を除く外すべて、女子犬御前にゆずられているが、これが、弘安八年時に、戸次氏に移っている経緯については、資料的に明らかになし得ない。

本来、この戸次氏は、その来由は明らかでないが、大神系、大友氏系の二系列が考えられるにしても、<sup>(13)</sup>佐伯氏系図で示される如く、重秀を以て、戸次氏の跡を受けたものと考えるべきであらう。<sup>(14)</sup>

今ここで藤北氏一氏の立場を見たが、この様に、ほとんどその系譜すら明らかになし得ない者のみが、交名に現れるようである。では、一体、こうした乱入事件が意図された目的、その背景は、何であっただろうか。

勿論先述の如く、関係資料は皆無であり、明らかになし得ない点が少なくない。

唯、交名人が、ほぼこの如く、系譜的に不明な階層に属する者に限られている点が、奇妙な程一致を見る事実である。

交名に見える野津氏、小川氏についても、藤北氏と同様の点がある。<sup>(15)</sup>

大友嫡子親秀の子頼宗（初名親直）は、野津五郎と呼ばれ、法名を阿一と言う。<sup>(16)</sup>

この頼宗の母は、小川左衛門督の女と言われ、彼は、野津氏の祖となった。<sup>(16)</sup>

この野津氏の頼宗は、『岡田帳』に「国領野津院六十町・地頭職野津五郎頼宗（入道阿一）」と見えており、彼に関しては、資料でその存在がわずかに知られる。

続く小川氏では、先に藤北氏の関係で見た如く、親秀に続く頼宗の弟重秀を、戸次次郎と呼び、その庶流として小川氏を記している。また、野津氏頼宗の母は、小河左衛門督と見える。

こうした点から考えて来ると、戸次氏、野津氏、小川氏は、ともにその具体的関連を適確には証明出来兼ねるとしても、相互に深い関連を持つことは、暗示される所であり、戸次氏、野津氏とともに、大野庄に接した同じ大野郡内の近在諸庄の開発領主級の在地武士であり、大友氏入部後に、大友氏の配下に組み込まれたらしい点を考えると、それは、大友氏と、大野氏との関係に酷似している点に興味を持たれる。

先に、大野庄関係資料の偏在性と言う点についてながめたが、南北朝内乱期までに著しい傾向として捉えられる所領所職の配分譲与の所領相続形態の中にあつて、ここに現われた庶氏は、それにも預かれない更に弱小な庶流として捉えられようである。<sup>(17)</sup>

建武―正和期と目される「豊後角違一揆」の契状の中に見える六十数人の国人中、その所屬を大別すると

一、一揆構成員の中に、戸次、大神、志賀、田北氏など大友氏の主要な庶流家の主流派の参加が見えない。  
 二、在地領主級武士でも、弘安の『図田帳』に見える日田氏、植田、佐伯氏などの有力者も見えない。  
 「角違一揆」の契状に、名を連ねるこれら武士の所属する概して「日陰」的系譜が、いわゆる、南北朝期一揆の一揆構成メンバーの特質とされる点であるが、図田帳都甲庄の項で記される

地頭都甲左衛門入道西迎跡子息五郎左衛門惟近相統云、舎兄四郎左衛門惟信無足參守護

の如く、所領の配合にも預かれない浮遊的存存の庶流家ばかりであった。

しかし、こうした大規模一揆は、守護領国制形成運動に加担的に、又反動勢力として弱小個人としてではなく、契状を通じて、構成メンバーとして、何らかの形で参画したことは疑いない。

とは言っても、泊寺乱入事件に参画した諸氏は極めて弱小な庶家、在地領主層と考えられるものであり、その意図した点は、守護領国制の形成に加担又は抗争すると言う程、意識が過剰であったとは考え難い。

それにしても、また反面、同等層武士における三十名近い人的構成を持つ集団として、何らかの共通利害関係を持って連結されていたことも、事実であることは、否定出来そうもない。とすれば、この共通利害とは、一体何であらうか。

土地を媒介とした主従関係の理念から、南北朝期までの、所領の分割統制は続くのであるが、内乱期の世情に対処するために、所領配分による末端庶家、相対的には、惣領家の軍事力の強化の必要を生じ、嫡子単独相統制<sup>(18)</sup>の出現を見る。

この嫡子単独相統制に起因する嫡庶の対立の激化は、惣領家、庶流家を問わず、具現し、この抗争は、領国制形成期の惣領家にとっては、大きな苦悩<sup>(19)</sup>であったと考えられる。

殊に、それが、嫡庶と言う直系血縁による関係で結びつけられる一揆間の動向であるとすれば兎に角として、在地領主層を種々な形で叫合し、配下に組み込んだ地域にあっては、在地の領主級武人による抗争は、庶流支族の叫合以上に困難を加えたものと考えられる。交名に見える藤北氏・小川氏・野津氏以外については、全く明らかでない。

吉野氏は、大野郡野津に接する吉野在の領主に系譜を引くものであろうし、板井氏は、大野庄内板井<sup>(20)</sup>に在地した古い系譜の一族であらうか。衛藤氏以外<sup>(22)</sup>については、明らかでない。さて、先に見た如き系譜を持つ泊寺に、以上見た様な系譜に属する武士の乱入した事件の意義を如何に解すべきであらうか。

泊寺が、大友氏と極めて深い関係にあったことは、この寺が、風早墓堂とされたことによっても明らかである。

泊寺が、弘安六年期に、禪季の手から、田中後家に、要用あることを理由に、売却されたことについては、先に述べた如くであるが、一部には、この売却は、善阿の夫、大野基直は、明真の子である故、合法的であると考へ方がある。

しかし、永仁の徳政令による返却時点で、善阿と、志賀泰朝の争論を見る時、そこには、一族間に於ける同族的感情は察せられない。殊に善阿の所陳途次の発言の中で、在国司入道行念と、太田藏人三郎親宗の訴訟事件を引き合いに出すなど、所詮、大野善阿は、大友、志賀氏らと相入れ得ない在地領主に系譜を引くものと見なければなるまい。

元徳年間、志賀氏は、この泊寺も、新設寺院法寿寺に寄進し、新寺の建立を意図するが、そこには、志賀氏の、志賀氏たるべき寺院創建の意図が存したものと考へられる。

もちろん、泊寺乱入事件は、この元徳の貞朝の法寿寺建立の十年後に起こったものであった。

しかし、貞朝は、乱入事件の前年の建武二年に論旨を得て、泊寺を含む、諸地頭職の安堵を得ており、地頭職がすでに収益権として、相伝の客体化され、物権視されている時期ゆえ、泊寺の寺地一町は、志賀氏の領掌下であり、権益物体自体は下村に現存した筈である。

先に見た大神系戸次氏の養子になることによって成立した重秀の戸次氏は、藤北能基の女姫夜又の生んだ貞直が、鎮西評定衆として行動し一族の貞親、貞宗は、大友家に入って守護となった。出藍の榮であったらう。

この貞直の子は、建武二年、尊氏に与して、在地の武士を叫合して活動、更には、弟の朝直、重能父子は、これに参加した。この頼時、朝直らは、正平二年、左中将氏行と契状を交して、一時南朝方に与していたらしい。戸次氏のこうした嫡庶の変貌ぶりにも注目しなければならぬ。

大友氏嫡家に対して、こうした時点で、抗立したことが、所詮この後戸次氏の没落を決定づけることになるが、一方、この時期は、志賀氏は、むしろ大友嫡家に与して、鎌倉期の劣勢を挽回し、いよいよ発展する時期であった。

こうした戸次氏の動向の背景をなしたものは、開発領主的武士として、相伝し得る所領の存在であったと考へられるが、この点は逆に、大友嫡家に対して動乱期の時流に乗って、所領の拡大を意図しなければならなかった志賀氏の行動と表裏をなすものと言えよう。

庶流末端の階層に属する諸氏が、この内乱期に対処する方法は、「角違一揆」に見る如く、相互叫合の方策以外には方策があり得ない。

守護家大友嫡流に対して、庶流であるにしても、幕府の軍勢催促を直接受け得る階層にあり得るとすれば、守護ないし、そうした上部権力に対して直接連結する事は可能であらう。

しかし、それ以下の極めて弱小な階層に属する諸氏は、「角違一揆」に見られる相互連けいの方策による以外に術はあり得まい。

志賀氏が、次第に西方直入郡に指向する理由として、志賀村の地理的原因を上げ得るにしても又、<sup>31)</sup>その外に何らかの理由も存したと考えない訳には行かない。

それは、所詮、根強く生き続ける大野庄中核部や、その周辺に庄地、存残する開発領主に系譜を引く諸氏の根強い抗力であったとも考えられる。藤北氏、野津氏、小川氏、交名に名を現わす諸氏の系譜は、確かに大友氏族の幹根に何らかの形で連なることは事実である。

しかし、諸系図、諸資料らに、姓氏の僅か片鱗をのぞかせるに過ぎないほど微弱な存在であった庶流末端の諸氏は、数的に決して少ないものではない。

こうした末端諸氏は、正史の上にその動行を具現してはいないが、やがては明らかになされるであらう。

志賀文書によると建武、康永、延文、貞治に至る動乱の中で、志賀頼房や氏房の軍事行動に「中間」「家人」「親類」として同一行動をともし、戦傷を受けた下級武士の名が軍忠状に見えている。

その状中には、「中間」で姓氏を持つ者では、後藤六、後藤次などが見え、「家人」として中条左衛門次郎貞長、岩戸六郎次郎政長、「親類」として野津孫次郎能憲、大窪孫三郎らの名を見せ、その外に泉、窪など志賀村内の地名を冠する者を載せている。

彼らはことにその正確な系譜を、系図や諸資料の上に検出し得ないものばかりであり、こうした階層に属する者は、志賀氏の軍事構成の下部構造をなす主要なメンバーであらうが、頼房、氏房の軍忠状に、「中間」や「家人」とは区別されながらも、「親類」と言う軍団主に対する区別をもつて志賀氏の配下に属する形態を見る野津氏の存在は注目すべきであらう。こうした末端諸氏は全て志賀氏の元に集約されたとは考え難い。時代は若干下るが、康安元年（一二六一）斯波氏経の九州探題補任にともない、九州での足利氏の中心として九州北朝軍の拠点として氏能が一時的存在であるが豊後高崎山に拠って後、南北九州で菊池氏の南朝軍と対したが、この過程で菊池氏（武光）は護良親王を奉じて、豊後に進攻の途次、大野庄上村の一萬田氏属城たる鳥屋城で志賀氏房と対戦している。

志賀氏が、自氏の城を出て一万田氏居城に拠る理由には、種々の原因があらうが、一族一万田氏を通じて、上村はじめ大野庄各城に何らかの権益を有していたがためであらうし、こうした関係から下村泊寺周辺一帯の在地系領主属との対応関係も、動乱期だけに苦惱多いものであったとも考えなければならぬ。

大友氏の入部当初の在地勢力との対応関係特に大野庄におけるこれら権力との換置状態は具体的には今日まで必ずしも明らかにされていない。

この泊寺乱入事件を、極めて小規模ではあるが、個人一揆的行動として捉えるか、あるいは、所領の配分にあずかり得ない極めて末端の庶流家の、

惣領制機構に対する遠心的分離作用の現われとして捉えるか、または、単なる悪党階層の内乱期動行として捉えるかと言う点については、今ここで、速断はなし難い。

しかし、これら末端諸氏の動向は、大野庄内に於ける地頭志賀氏の、地頭領主制の形成に発展的、建設的要素としては、むしろ作用し得なかったのではないかと考えられる。今後、この事件に関係ある資料の検出によって、この課題に何らかの解答を求めたいと思う。

注(1) 『大分県の文化財』県指定文化財として、常忠寺の五輪塔を能直墓碑として収めている。しかし、形式、諸資料から、疑問とされる点多く、昭和四十一年解除された。

- (2) 『豊後国志』大野郡の条。
- (3) 大友系図群馬類從、系図部四十五
- (4) 現大野郡大野町は、従前田中町と呼び、大野町の中核部である。  
大友系図。
- (5) 『史料』四十三号。「僧禪季讓状案」
- (6) 牧健二『日本封建制度成立史』
- (7) 渡辺澄夫「豊後大野庄における在地領主制の形成」『大分県地方史特集号』  
大友系図
- (8) 戸次氏系図、大友系図、明真は藤北能基とも呼ばれている。
- (9) 戸次氏系図
- (10) 太田亮『姓氏家系大辞典』戸次氏の項
- (11) ⑬に同じ。
- (12) 大友系図。
- (13) 大友氏系図。
- (14) 角邊一揆資料については、問題点が少なくない。建武二年足利尊氏が敗れて西口に走り延元元年（一三三六）東上の折尊氏に従軍してた武士群であった。この契約に連名するもの六十七人であった。
- (15) この角邊一揆は、国人一揆の範疇の中で捉えられ、二、三の考察が施されている。

福田豊彦「第二次封建関係の形成過程」『初期封建制の研究』収

- (18) 大野庄志賀氏では、元徳三年嫡子単独制が成立した。『史料』一六二号。
- (19) 大友氏の場合、正慶二年（一三三三）であった。
- (20) 内乱期以後の大友氏の南北の去就はこうした意志の一面の現われであろう。
- (21) 大友系図によると能秀は板井の祖と見える。
- (22) 角違一揆の連名中に野津七郎藏人・同権五郎、堀四郎等三名の名を見る。
- (23) (8)に同じ。
- (24) 「志賀氏と寺社」として小論を公開の予定でいる。
- (25) 『史料』九十四号。
- (26) 『大友系図』
- (27) 『編年大友史料』二二
- (28) 〃
- (29) 〃
- (30) 志賀氏発展は、南北朝内乱以後である。この所領所職の拡大はこの期以後に著しい。
- (31) (8)に同じ。